

特定労務管理対象機関の指定事務について

令和5年12月 「特定労務管理対象機関の指定に係る保健所における事務について(第2版)」より抜粋

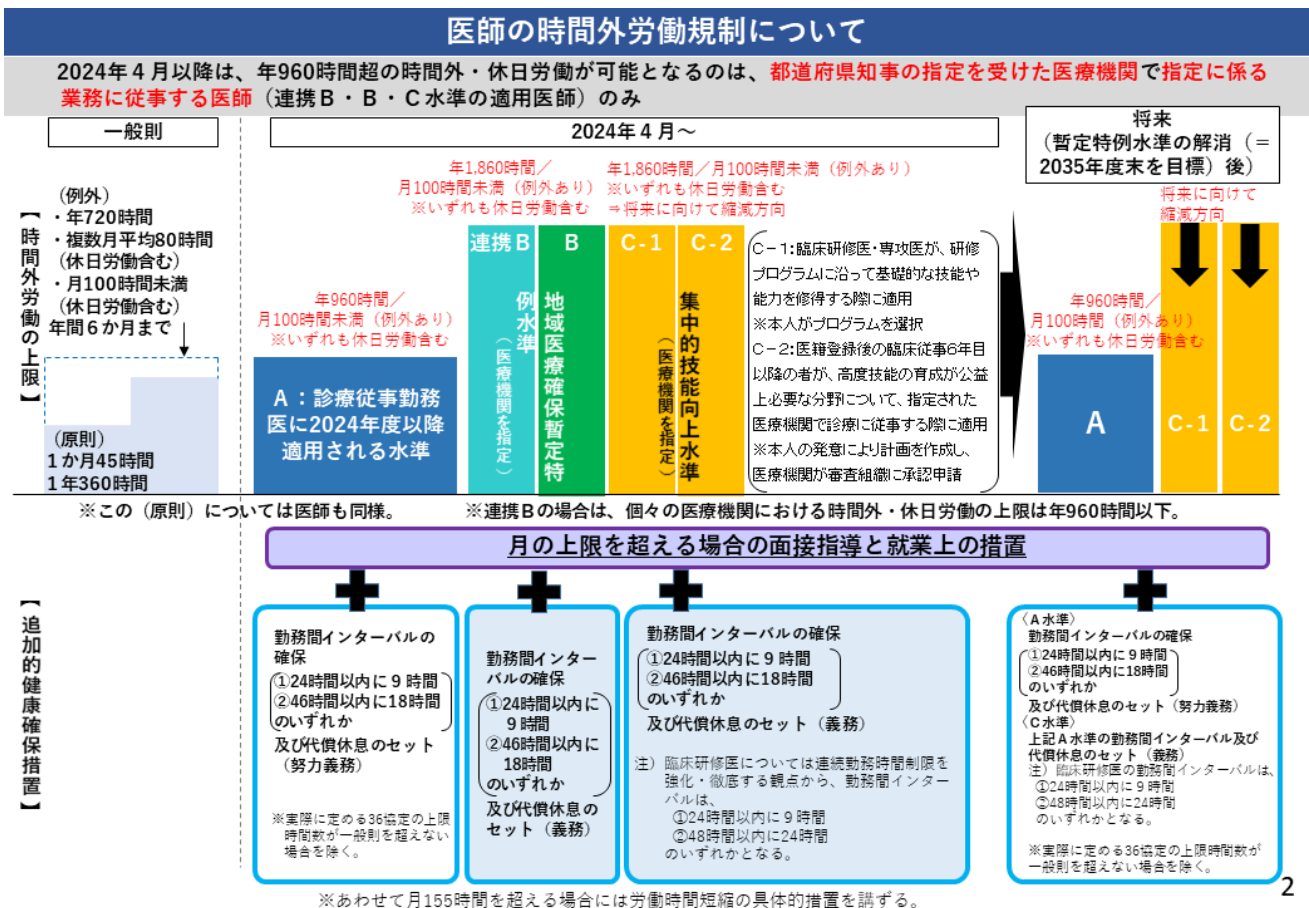
○ はじめに

令和6年4月1日から、医師の年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える必要があると認められる業務がある医療機関は、追加的健康確保措置の実施を前提に、都道府県から特定労務管理対象機関の指定を受けることで、当該医療機関で勤務する医師の年間の時間外・休日労働時間について1860時間を上限（以下「特例水準」という。）とすることができます。

特定労務管理対象機関の指定申請にあたっては、医療機関は、事前に医師労働時間短縮計画（案）を作成し、医療機関勤務環境評価センター（以下「評価センター」という。）において、労務管理を行うための体制、労働時間の短縮のための取組等について評価を受審した上で、所定の様式を使用し、医師労働時間短縮計画（案）や評価センターの評価結果とあわせて必要書類を都道府県に提出する手続きとなっています。

都道府県においては、特定労務管理対象機関の指定にあたり、医療審議会の意見を聴くこととされ、その際には、地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当とされていることから、地域医療構想調整会議において、特定労務管理対象機関の指定と、地域医療構想において当該医療機関が担う主な役割等が整合的であることの確認を行うこととしたところです。

本書は、特定労務管理対象機関の指定に係る事務手続きの流れや、各圏域の地域医療構想調整会議における、確認事項等についてお示しするものです。



1 特例水準の種類

地域医療提供体制の確保等の観点から、やむを得ず医療機関で診療に従事する医師の時間外・休日労働の上限を超えざるを得ない場合、医療機関からの申請に基づき指定を行う。なお、特例水準を適用しない場合は A 水準（年間の時間外・休日労働時間の上限は 960 時間）となる。

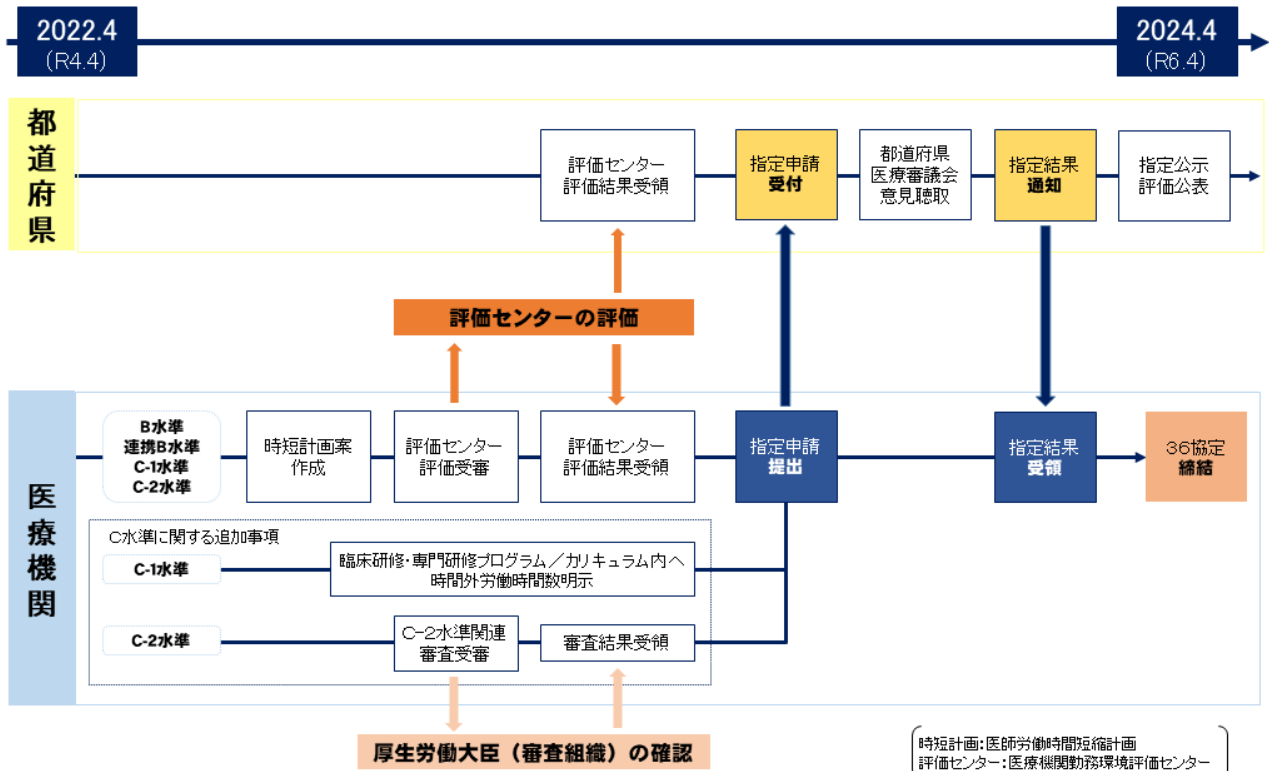
1 特定地域医療提供機関 (B水準)	○ 次に掲げる医療のいずれかを提供するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所
(1) 救急医療 (医療法第113条第1項第1号) ※ 二次救急医療機関であって、右記要件に該当しない場合は、(3)のケに該当する医療機関として申請することが可能です。	ア 北海道医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所 イ 北海道医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの (ア) 年間の救急車の受入件数が1,000件以上又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上 (イ) 医療法第30条の4第2項第4号(5疾病)又は第5号(5事業)の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所
(2) 居宅等における医療 (医療法第113条第1項第2号)	ア 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所 イ その他居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関
(3) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療(医療法第113条第1項第3号)	
ア がん	(ア) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、北海道がん診療連携指定病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院 (イ) その他がん医療を行っている医療機関
イ 脳卒中	脳卒中中の急性期医療を行っている医療機関
ウ 心筋梗塞等の心血管疾患	急性心筋梗塞等の急性期医療を行っている医療機関
エ 精神疾患	(ア) 精神科救急医療体制整備事業の参加病院 (イ) 20歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行っている医療機関
オ へき地医療	(ア) 地域医療支援病院、へき地医療拠点病院、地方・地域センター病院 (イ) その他巡回診療や代診医の派遣等、へき地の診療支援を行っている医療機関
カ 周産期医療	(ア) 周産期母子医療センター (イ) その他分娩を行っている医療機関
キ 小児医療	(ア) 小児地域医療センター、小児地域支援病院、小児救急医療支援事業参加病院 (イ) その他小児医療を行っている医療機関
ク 移植医療	臓器提供施設、移植施設、生体臓器移植を行っている医療機関
ケ その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関	当該医療機能に係る業務について、個別に内容を確認し、本項目に該当することが適当と認められる医療機関
2 連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準) (医療法第118条第1項)	○ 医療提供体制の確保のため他の医療機関に医師の派遣を行うことによって、派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる病院又は診療所 ○ 医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるもののほか、管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたもの
3 技能向上集中研修機関 (C-1水準)	○ 医師法第16条の2第1項の都道府県知事が指定する病院若しくは医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所であって、研修を受ける医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として次に掲げる業務があると認められる病院又は診療所
(1) 臨床研修病院 (医療法第119条第1項第1号)	臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの
(2) 専門研修を行う医療機関 (医療法第119条第1項第2号)	当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの
4 特定高度技能研修機関 (C-2水準) (医療法第120条第1項)	○ 特定分野（日本専門医機構が定める19基本領域）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所

2 特定労務管理対象機関の指定要件

特定労務管理対象機関の指定を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

要 件	
1	<p>労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</p> <p>(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</p> <p>イ 当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</p> <p>ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働者が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p> <p>オ 臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項 【技能向上集中研修機関のみ】</p>
2	<p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>
3	<p>当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと</p> <p>〈労働基準法・最低賃金法の規定〉</p> <p>労働基準法：第24条(賃金の支払)、第32条(労働時間)、第34条(休憩)、第35条第1項(休日)、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)(時間外及び休日の労働)、第37条第1項及び第4項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、第141条第3項(時間外及び休日の労働)</p> <p>最低賃金法：第4条第1項(最低賃金)</p>
4	<p>【特定高度技能研修機関のみ】</p> <p>当該研修を受ける医師は、次に掲げる事項を記載した高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された者であって、研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であること</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 研修において修得しようとする技能に係る特定分野に関する事項</p> <p>(3) 当該技能の内容に関する事項</p> <p>(4) 上記のほか、当該技能の修得に関する事項</p>

3 特定労務管理対象機関の指定に係る事務手続きの流れ



(1) 医師労働時間短縮計画の策定 **各医療機関**

特例水準は、医療機関内のマネジメント改革を進めてもなお、地域に必要な医療提供体制の確保のためにA水準を超えざるを得ない場合に適用される水準であることから、追加的健康確保措置の実施体制を整備しつつ、計画的に労働時間短縮に取り組む必要がある。

このため、各医療機関は、医師を含む各職種が参加して医師労働時間短縮計画（以下、「時短計画」という。）の案を作成し、都道府県に提出する。

特定労務管理対象機関の指定を受けた後は、遅滞なく、時短計画を策定した上で、PDCA サイクルに基づき、1年ごとに時短計画の見直しについて検討し、必要に応じ時短計画を変更する。

(2) 評価センターによる評価の受審 **各医療機関→医療機関勤務環境評価センター**

特定労務管理対象機関の指定申請にあたっては、あらかじめ医療機関における追加的健康確保措置や労務管理の実施状況、労働時間の実績や労働時間短縮に向けた取組状況等について、評価センターによる評価を受ける必要がある。

なお、評価センターによる評価は、現時点において、評価が滞ることなく実施できた場合でも書類の提出から評価の結果通知まで4か月程度かかるとされており、各医療機関における早期の取組が重要である。

(3) 指定申請書等の提出 **各医療機関→地域医療課**

特定労務管理対象機関の指定申請の受付は、令和5年度は以下のスケジュールで行われ、指定申請にあたっては、下表に記載の書類を、地域医療課へ提出（紙またはG-MIS 直接提出）する。

年月	R 4年度	R 5年度												R 6			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
医療機関		医師労働時間短縮計画作成・第三者評価受審						特定労務管理対象機関指定申請						3.6 協定締結			
医療機関勤務環境評価センター		第三者評価実施、医療機関・道へ評価結果通知 (最低でも4か月を要する)															
北海道	申請方法等周知	第1回申請受付 (6月30日申請期限) 申請医療機関なし			第1回指定 (8月下旬頃)			第2回申請受付 (9月29日申請期限)			第2回指定 (12月下旬頃)			第3回申請受付 (11月30日申請期限)		第3回指定 (2月下旬頃)	
地域医療構想調整会議				開催				開催			開催						
医療対策協議会					開催				開催			開催					
医療審議会						開催					開催		開催				

医師時間外労働上限規制等施行

特定労務管理対象機関指定申請に係る提出書類一覧

区分	特定地域医療提供機関 (B水準)	連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	技能向上集中研修機関 (C-1水準)	特定高度技能研修機関 (C-2水準)
申請書	特定地域医療提供機関指定申請書 (様式1)	連携型特定地域医療提供機関指定申請書 (様式2)	技能向上集中研修機関指定申請書 (様式3)	特定高度技能研修機関指定申請書 (様式4)
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○様式5-1 「別添2」の1のうち、(1)のア、(2)のア、(3)のアの(ア)、(3)のイのうち北海道医療計画第8章別表5に明示されている医療機関、(3)のウのうち北海道医療計画第8章別表7に明示されている医療機関、(3)のエの(ア)、(3)のオの(ア)、(3)のカの(ア)、(3)のキの(ア)に該当する医療機関については提出不要 ○様式5-2 〈医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類〉 	<ul style="list-style-type: none"> ○様式6 〈医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類〉 	<ul style="list-style-type: none"> ○様式7 ○当該水準を適用予定の専攻医が参加する専門研修プログラム (臨床研修プログラムは提出不要) 〈医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類〉 	<ul style="list-style-type: none"> ○様式8 ○厚生労働省審査組織に申請した医療機関申請書 ○当該水準適用の該当者の技能研修計画 (指定後すぐに該当者がいる場合) 〈医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類〉 ○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (教育研修環境関係) ○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (技能研修計画関係) (指定後すぐに該当者がいる場合) 〈医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類〉
類	(共 通 書 類)			
	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度に係る医師労働時間短縮計画 (案) ○医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 〈医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類〉 〈医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類〉 ○誓約書 (様式9) 〈医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類〉 			

※審査のため、上記以外にも書類提出を依頼する場合があります。

(4) 各会議体への意見聴取

ア 特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関

地域医療課・保健所

①医療審議会

B 水準及び連携 B 水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて意見を聴く。

②地域医療構想調整会議

医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認する。

③医療対策協議会

地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認する。

イ 技能向上集中研修機関

地域医療課

①医療審議会

C-1 水準を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響を確認するため、意見を聴く。

②医療対策協議会

地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、地域医療対策協議会においても協議する。

ウ 特定高度技能研修機関

地域医療課

①医療審議会

C-2 水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認するため、意見を聴く。

参考 医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ

都道府県医療審議会の意見聴取（地域の医療提供体制の構築方針との整合性）

・ B 水準及び連携 B 水準

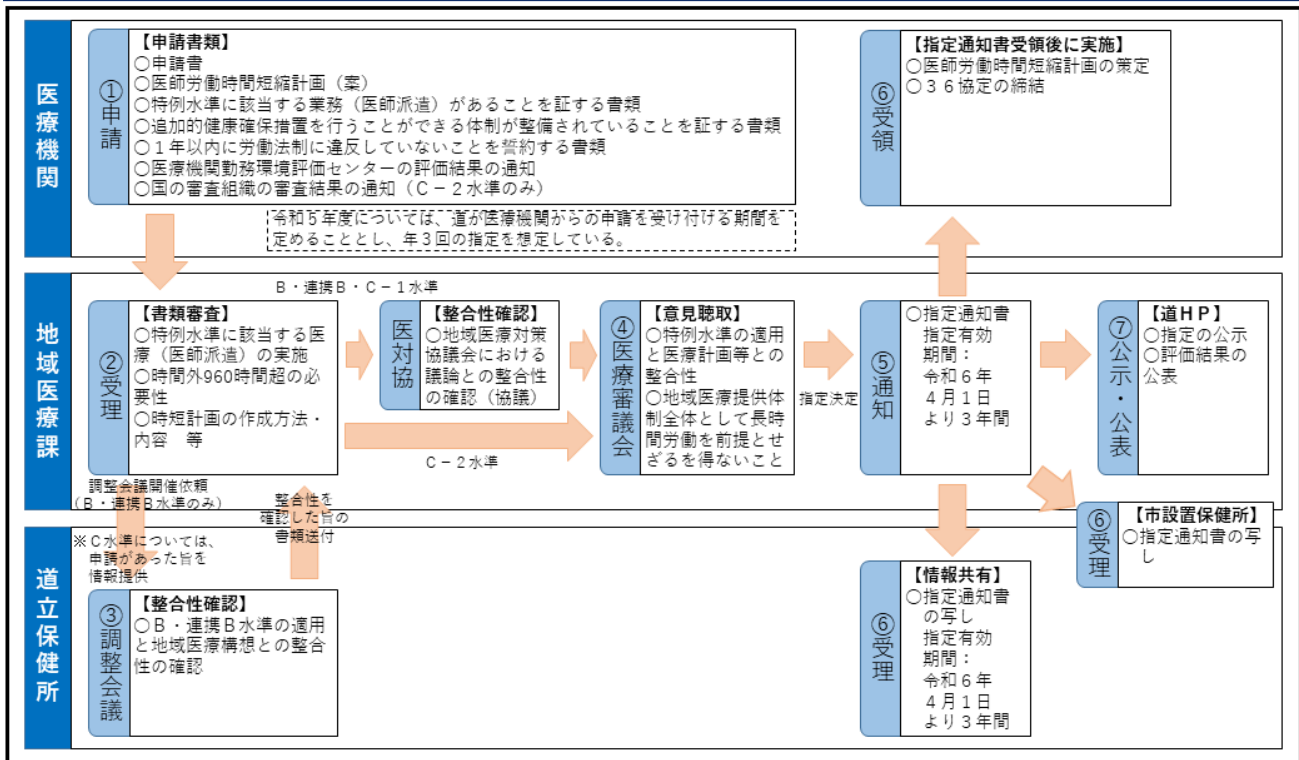
B 水準（連携 B 水準）を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

・ C-1 水準及び C-2 水準

C-1 水準（C-2 水準）を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保（高度な技能が必要とされる医療）に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。（以下 C-1 水準のみ）なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

4 地域医療構想調整会議での確認に係る事務

特定労務管理対象機関の令和6年4月指定に係る事務手続の流れ



※市設置保健所の管轄区域に所在する医療機関に係る調整会議での「整合性の確認」については、それぞれの構想区域において調整会議の事務局となっている保健所に対し、地域医療課が開催を依頼する。

※令和9年4月の指定の一斉更新時期における事務手続方法については、今後、検討する。

(1) 確認依頼事務の流れ

ア 地域医療課からの依頼方法

各回の申請期限までに申請のあったものについて、以下の書類を添えて該当する保健所に地域医療構想調整会議の開催を依頼する。

- ・ 地域医療構想調整会議開催依頼文
- ・ (連携型) 特定地域医療提供機関指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容 (確認様式1又は確認様式2)
- ・ 申請様式及び添付書類 (様式1、様式2、様式5、様式6、様式9)
- ・ 時短計画案
- ・ 評価結果報告書
- ・ 誓約書 (様式9)

イ 地域医療構想調整会議の開催

アの依頼に基づき、保健所において地域医療構想調整会議を開催し、申請内容が地域医療構想と整合的であることの確認を行う。

なお、会議の開催については、書面形式による等、必ずしも構成員の参集により開催することを要するものではないことに留意願う。

ウ 整合性を確認した旨の報告方法

各項目を記載した（連携型）特定地域医療提供機関指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容（確認様式1又は確認様式2）を地域医療課医師確保係に提出する。

エ 令和5年度（2023年度）の申請スケジュール

	主体	第1回	第2回	第3回	第4回
道への申請期限	医療機関	6月30日	9月29日	11月30日	1月31日
保健所へ依頼※	地域医療課	7月7日めど	10月6日めど	12月15日めど	2月2日めど
地域医療構想調整会議で確認	保健所	～7月末	～11月末	～1月末	～2月末
確認結果を地域医療課へ報告	保健所	同上	同上	同上	同上
医療対策協議会で議論	地域医療課	7月末	11月	1月	3月上旬
医療審議会で議論	地域医療課	8月	12月	2月	3月中旬
特例水準の指定	地域医療課	8月下旬	12月下旬	2月下旬	3月下旬

※保健所に対する依頼時期については、申請件数により前後します

（2）地域医療構想調整会議における確認事項

ア 特定地域医療提供機関（B水準）

特定地域医療提供機関指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容（確認様式1）により以下の確認を行う。

①地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であることの確認

当該医療機関が持つ医療機能を踏まえ、B水準を適用することが地域医療構想における当該医療機関の担う主な役割等と整合的であることの確認を行う。

②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことの確認

医療機関から提出される「地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由」により、地域の医療提供体制を確保するためには、当該医療機関の医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことの確認を行う。

イ 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

連携型特定地域医療提供機関指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容（確認様式2）により以下の確認を行う。

○医師派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められること、かつ、医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことの確認

医療機関から提出される「地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由」により、当該医師派遣が地域の医療提供体制を確保するために必要なもの（当該地域への医師派遣が行われている場合に限り）であり、また、当該派遣により医師をやむを得ず長時間勤務させる必要があることの確認を行う。

(確認様式1)

【記載例】

・地域医療構想調整会議の資料として使用する場合

確認様式1

特定地域医療提供機関（B水準）指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容

医療機関名	指定に係る業務の内容	該当要件	要件に係る業務の実績（年間）
医療法人〇〇会 〇〇〇〇病院	(1) 救急医療	(1) イ 二次救急医療機関で、要件を満たす	救急車受入件数：XXXX件／夜間・休日・時間外入院患者数：XXXX人
			地域医療構想等、地域の医療提供体制の構築方針における役割
			救急患者の受入れや手術など、高度・専門医療を中心とした急性期医療を担う

・地域医療構想調整会議での確認が終了し、地域医療課へ報告する場合

確認様式1

特定地域医療提供機関（B水準）指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容

医療機関名	指定に係る業務の内容	該当要件	要件に係る業務の実績（年間）
医療法人〇〇会 〇〇〇〇病院	(1) 救急医療	(1) イ 二次救急医療機関で、要件を満たす	救急車受入件数：XXXX件／夜間・休日・時間外入院患者数：XXXX人
			地域医療構想等、地域の医療提供体制の構築方針における役割
			救急患者の受入れや手術など、高度・専門医療を中心とした急性期医療を担う

上記について確認し、当該医療機関において医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことを確認した。

令和〇年〇月〇日

〇〇圏地域医療構想調整会議

座長 〇〇 〇〇

(確認様式2)

【記載例】

・地域医療構想調整会議の資料として使用する場合

確認様式2

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容

医療機関名	該当要件	管理者の指示による派遣内容		
		派遣先医療機関数	5医療機関	派遣先地域（二次医療圏）
医療法人〇〇会 〇〇〇〇病院	医療提供体制の確保のため他の医療機関に医師の派遣を行う医療機関で、要件を満たす	派遣先医療機関数	5医療機関	派遣先地域（二次医療圏）
		延べ派遣人数（年間）	20人	XX地域
		派遣延べ日数（年間）	100日	YY地域

・地域医療構想調整会議での確認が終了し、地域医療課へ報告する場合

確認様式2

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定に関する地域医療構想調整会議における確認内容

医療機関名	該当要件	管理者の指示による派遣内容		
		派遣先医療機関数	5医療機関	派遣先地域（二次医療圏）
医療法人〇〇会 〇〇〇〇病院	医療提供体制の確保のため他の医療機関に医師の派遣を行う医療機関で、要件を満たす	派遣先医療機関数	5医療機関	派遣先地域（二次医療圏）
		延べ派遣人数（年間）	20人	XX地域
		派遣延べ日数（年間）	100日	YY地域

上記について確認し、当該医療機関において医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことを確認した。

令和〇年〇月〇日

〇〇圏地域医療構想調整会議

座長 〇〇 〇〇